

退職された皆様へ

(株)セゾンパーソナルプラス

このたびはご就業いただきましてありがとうございました。
退職にともなう手続きについて、よくある質問をまとめましたので
下記をご一読ください。

★ 退職時の書類発行について

Q. 申請した書類はいつごろ届きますか。

A. 書類により異なります。下記をご覧ください。

【離職票】

最終給与が支払われた後となります。
これは最終給与の額を記載する必要があるためです。
やむを得ず至急必要な場合は、最終給与を未計算で発行することも可能です。
担当者までご連絡下さい。
その場合でも退職日前には発行できませんので、ご了承下さい。

【源泉徴収票】

最終給与が支払われた後の発行となります。
退職日前の発行・複数枚の発行はできません。
原則、再発行はできませんので、使用の際はコピーをとるなどでご対応下さい。
発行後、同じ年内に再度弊社にてご就業された場合は、返却が必要となります。

【社会保険資格喪失証明書】

退職日以後、発行可能です。
保険証の返却が必要ですので、必ず返却してください。



★ 雇用保険に加入されていた方

Q. 雇用保険証が欲しい。退職前に受取ることは可能ですか。

A. 可能です。担当者までご連絡下さい。

Q. 次の会社で雇用保険に加入します。喪失手続きはいつになりますか。

A. 退職日以後手続き可能です。発行申請書の雇用保険即時喪失にチェックを入れてください。
離職票をご希望の場合は、原則、最終給与支払い後に同時手続きとなります。

★ 社会保険に加入されていた方

Q. 退職日以後、病院に行きたいのですが、どうすればよいですか。

A. 退職日以後、保険証は使用できません。
保険証を持っている場合は、至急ご返送ください。
保険の切替をして、新しい保険証を使用してください。
(切替については裏面参照)

【裏面へ】

Q. 退職後の保険の切替はどうしたらよいですか。

A. 下記を参照の上、該当する手続きを行って下さい。

【健康保険】

退職後		加入先	手続き先	必要書類
再就職先で加入する		再就職先の健康保険機関	再就職先の会社	
再就職しない／再就職先で保険加入しない	国民健康保険に入る	国民健康保険	お住まいの市区町村役所 国民健康保険窓口	社会保険喪失証明書
	家族が加入する 保険の被扶養者になる	家族が加入する健康保険機関	家族が加入している健康 保険機関	保険機関により異なる
	任意継続をする ※注意1	パレット健康保険組合	セゾンパーソナルプラス	申請書 自動払込利用申込書

※注意1

- 任意継続の保険料は、在職時の約2倍となります。
- 手続きは退職後20日以内にすべて完了する必要があります。
期限を超えると加入できません。
退職日後、5日以内に保険証を添えて申請してください。
保険証の返却がない場合は、手続きができません。
- 任意継続をすると、新しい保険証が発行されます。
現在の保険証は使用し続けることはできませんので、ご注意ください



【厚生年金】

退職後	加入先	手続き先	必要書類
再就職するとき	再就職先の厚生年金	再就職先の会社	
再就職しない／再就職先で保険加入しない	国民年金 ※注意2	お住まいの市区町村役所 国民年金窓口	社会保険喪失証明書
	配偶者が加入する厚生年金 の3号被保険者になる	配偶者の勤務先	

※注意2

- 在職中に配偶者が被扶養者であった場合は、3号の資格を失いますので配偶者の方も、国民年金の1号となる手続きが必要となります。

その他、ご不明点がございましたら、各担当者までご連絡下さい。